

住宅貸付けの年末残高証明書を交付しています

住宅資金を借り受けていて、住宅借入金等特別控除の対象となる方へ、所属をととして年末残高証明書を交付しております。（一部の方は交付申請が必要となります！）

平成29年1月以降に貸付けを受けた方については、**平成30年1月上旬に送付**いたしますので、確定申告をおこなうまで大切に保管して下さい。（平成28年12月までに貸付けを受けた方については、平成29年10月下旬に送付済みです。〈年末調整用〉）

※詳しくは、10月下旬に送付しました所属所あての通知をご覧ください。

※住宅借入金等特別控除の対象となるか不明な場合は、必ず所轄の税務署にお問い合わせください。

特別控除の対象となる方で、以下に当てはまる方は、個別に申請が必要です！

【共済組合で住宅資金を借り受けた方】

お問い合わせ ☎ 経理・貸付班 043-223-4122

- ・平成29年1月以降、他の共済組合（市町村共済等）から借り替えた方
- ・現在まで確定申告をしておらず、過去の年末残高証明書が必要な方
- ・特別控除の対象となる増改築等（耐震、バリアフリー、省エネ改修工事）を行った方

※申請書は所属所保管の「貸付事務の手引き」様式集より「一般・住宅貸付金の年末残高証明申請書」（様式34号）をコピーして使用してください。

【互助会で住宅資金を借り受けた方】

お問い合わせ ☎ 互助会 043-223-4119

- ・申込事由が「土地購入」で、借り受けから住宅の取得が2年以内の方
- ・租税特別措置法第41条に該当する土地を購入した方
- ・現在まで確定申告をしておらず、過去の年末残高証明書が必要な方
- ・特別控除の対象となる増改築等（耐震、バリアフリー、省エネ改修工事）を行った方

※申請書は所属所保管の「貸付事務の手引き」の様式集、あるいは互助会ホームページに掲載の「住宅貸付金の年末残高証明申請書（互助会用）」をコピーしてご使用ください。

健康相談事業がリニューアルしました！

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

平成29年11月1日から健康相談事業がリニューアルしました！ これまでも実施していたメンタルヘルス相談の充実を図るとともに、女性医師相談や介護相談等の組合員のニーズに応える新たなサービスが追加されました。

教職員電話健康相談24

（専門医相談・小児救急相談を含む）

24時間年中無休 ※専門医相談は予約制

通話料無料 **0120-24-8349**

介護電話相談

～介護の様々な相談に対応します～

月～金曜日10時から16時（祝日・年末年始除く）

通話料無料 **0120-515-579**

女性医師電話相談

～女性向けの相談サービスです～

月～土曜日10時から21時（祝日・年末年始除く）

通話料無料 **0121-215-579**

Web相談（こころの相談）

URL：<https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 **783269**

電話・面談メンタルヘルス相談

～臨床心理士が対応します～

※面談は予約制で年5回まで相談無料

月～土曜日10時から20時（祝日・年末年始除く）

通話料無料 **0120-783-269**

新しい相談が
ふえたよ！

